

措置状況総括表

令和2年5月29日公表分

平成27年度監査テーマ:過去の包括外部監査結果に対する措置状況の検証

指摘・意見の数 指摘21(うち措置済み18, 措置中0, 措置予定2, 検討中1, 不措置0) 意見74(うち措置済み71, 措置中0, 措置予定1, 検討中1, 不措置1)

担当課別の措置状況 (※1つの指摘・意見が複数の課等にまたがる場合があるため, 上記「指摘・意見の数」とは一致しない。)

担当課等	措置状況	指 摘					意 見				
		措置済み	措置中	措置予定	検討中	不措置	措置済み	措置中	措置予定	検討中	不措置
I H20年度 指定管理		5	3		2		63	62		1	
人事課行政改革室							17	17			
県民文化課							3	2		1	
スポーツ振興課		1			1		1	1			
にぎわいづくり課		4	3		1		14	14			
スマート林業課							2	2			
県土整備政策課							4	4			
都市計画課							8	8			
監査事務局							14	14			
II H21年度 教育委員会		2	1		1		8	7			1
秘書課							1	1			
教育政策課							1	1			
施設整備課		1	1				2	1			1
教育創生課							1	1			
教職員課							1	1			
グローバル・文化教育課		1			1		1	1			
総合教育センター							1	1			
III H22年度 県税		8	8				11	10			1
人事課行政改革室							1	1			
税務課		8	8				9	8			1
監査事務局							1	1			
IV H23年度 情報関連		2	2				9	9			
秘書課							1	1			
管財課		1	1								
税務課							3	3			
スマート県庁推進課							1	1			
保健製薬環境センター		1	1								
建設管理課							1	1			
砂防防災課							2	2			
学校教育課							1	1			
V H24年度 観光関連		4	4				17	17			
観光政策課		2	2				5	5			
ダイバーシティ推進課							2	2			
にぎわいづくり課		2	2				7	7			
もうかるブランド推進課							1	1			
都市計画課							1	1			
次世代交通課							1	1			
合計(※)		21	18		2	1	108	105		1	1
構成比		100%	85.7%		9.5%	4.8%	100%	97.2%		0.9%	0.9%
											1%

(参考)

令和元年5月31日公表分

指摘・意見の数 指摘21(うち措置済み18, 検討中3, 未措置0) 意見74(うち措置済み70, 検討中4, 未措置0)

平成30年5月31日公表分

指摘・意見の数 指摘21(うち措置済み18, 検討中3, 未措置0) 意見74(うち措置済み66, 検討中8, 未措置0)

平成29年5月31日公表分

指摘・意見の数 指摘21(うち措置済み16, 検討中5, 未措置0) 意見74(うち措置済み57, 検討中17, 未措置0)

平成28年9月30日公表分

指摘・意見の数 指摘21(うち措置済み14, 検討中7, 未措置0) 意見74(うち措置済み54, 検討中20, 未措置0)

措置状況一覧表

平成27年度監査テーマ：過去の包括外部監査結果に対する措置状況の検証

I 平成20年度「指定管理者制度導入施設における管理者の選定、事務執行及び管理運営について」

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
第2 徳島県立文学書道館				
13-14	2 修繕費	修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。また、指定管理者の募集に当たっての過去の修繕実績の明示に際しては個々の修繕内容についても明示すべきである。 (意見)	令和2年度において、当該施設の指定管理者を募集する予定であり、その際には、県及び指定管理者における修繕負担の範囲の基準となる金額を設定するとともに、過去の修繕実績については、修繕内容の内訳を含めて明示することとしている。 (県民文化課)	措置予定
			<p><参考：平成28年9月30日公表分> 御意見を受け、県及び指定管理者における修繕負担の範囲の基準となる金額の設定等、より明確な規定の導入に向けて検討する。 また、指定管理者の募集に当たっての修繕実績の明示について、募集要項において年間実績の総額を3年分記載した上で、更にそれらの内訳について問い合わせがあった場合、ホームページ上で公表することとしていたが、今後の募集においては、修繕内容の内訳も含めた明示を検討する。 (とくしま文化振興課)</p>	検討中
第3 徳島県鳴門総合運動公園スポーツ施設、徳島県蔵本公園スポーツ施設、徳島県立中央武道館				
17-20	2 施設全体の安全性等	修繕費の負担についての基本協定書の規定が不明確であること、また実際の負担のあり方に基準がなく合理性に欠ける運用がなされてしまっていること、さらには指定管理料の増額を行うべきではない事項についても指定管理料の増額を行っていること等不適切な点が見受けられた。早急に改善すべきである。(指摘)	令和2年度において、当該施設の指定管理者を募集する予定であり、その際に県と指定管理者の修繕費負担の範囲について、明確な規定の導入を検討する。 また、指定管理料の増額を行うべきではない事項について増額を行っていた点については、指摘を受け、平成28年1月25日に指定管理者との間で変更契約を締結して、指定管理料から減額した。 (スポーツ振興課)	措置予定
			<p><参考：平成28年9月30日公表分> 修繕費の負担についての基本協定書の規定については、全</p>	検討中

			<p>庁的な方針や関係機関との調整をする中で、引き続き検討する。</p> <p>また、指定管理料の増額を行うべきではない事項についても増額を行っていた点については、指摘を受け、平成28年1月25日に指定管理者との間で変更契約を締結して、指定管理料から減額した。</p> <p>(県民スポーツ課)</p>	
36-38	第6 徳島県立産業観光交流センター（アスティとくしま）		<p>令和2年度において、令和3年度からの指定管理者を募集する予定であり、その際に県と指定管理者の修繕費負担の範囲について、明確な規定を導入する。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p>	措置予定
	4 修繕費の内容について	<p>「講じた措置」の記載では、外部監査人の指摘・意見に沿って対応するかのように記載されているが、実際の対応が異なっている。このような対応は県民に誤解を生じさせるものであり、改めるべきである。</p> <p>また、修繕費の県負担の範囲と指定管理者負担の範囲について、もっと明確な規定の導入を検討すべきである。</p> <p>(指摘)</p>		<p><参考：平成28年9月30日公表分></p> <p>包括外部監査の指摘を受け、県と指定管理者の修繕費負担の範囲の規定について、より明確な規定の導入を検討する。</p> <p>なお、平成28年3月に「指定管理業務の運営改善について」指定管理者に通知し、平成28年4月から修繕費の執行については、年間計画を年度当初及び毎月徴収することとし、「施設に重大な影響を及ぼす修繕」を行う際は、事前協議を書面により随時実施し、内容を精査した上で、執行するよう改善を図った。</p> <p>また、1件10万円を超える修繕を執行する場合には、原則入札や相見積もりで業者を決定することとし、一者随意契約を行う場合は業者選定理由を示すことなど改善を図った。</p> <p>(にぎわいづくり課)</p>

II 平成21年度「徳島県教育委員会及びその所管の団体の財務に関する事務の執行全般について」

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
75-78	第4 奨学金	<p>奨学金の延滞利息については、条例にしたがった処理をするべきである。条例の文言につき、課内文書で明らかに異なる解釈をすることは許されない。</p> <p>保証人への督促も妥当な運用がなされているか、再検討すべきである。(指摘)</p>	<p>徳島県奨学金貸与条例の規定に則した運用に向け、具体的な取扱いについて、外部有識者等で構成する「未収金対策会議」でいただいた意見を元に、他県の取扱い状況等を調査し、検討してきた。奨学生の様々な債権状況を実際の運用に照らし合わせ、公正公平な取扱いとするための検証に時間を要している。</p> <p>運用見直しについては、関係課と協議の上、未収金対策会議に諮り、令和2年度に方針を定める。その後、方針に基づいて要綱の整理、関係者への周知、奨学金システムの改修等</p>	検討中

			<p>を行い、新たな運用に向けて準備を進めていきたい。 また、保証人への督促については、長期滞納者の返還状況を年に1回程度通知するものとし、分別の利益等について説明をした上で必要に応じて督促及び請求を行うものへと平成30年度に取扱いを改めた。初回の通知は令和2年3月に行った。</p> <p>(グローバル・文化教育課)</p>	
			<p><参考：平成28年9月30日公表分> 徳島県奨学金貸与条例の規定に則した運用に向け、具体的な取扱いについて、外部有識者等で構成する「未収金対策会議」で検討している。</p> <p>(学校教育課)</p>	検討中
第5 各県立学校の実情				
78-79	1 エアコンの設置	<p>外部監査人による意見に対しては、真剣な検討をしていただきたい。 その意見の内容により必要な場合には全庁的な議論もしっかりしていただきたい。(意見)</p>	<p>エアコンの設置や運営については、市町村立学校では公費投入が進んでいることから、まず、県立中学校について公費負担への切替えを検討して参りたい。 今後とも予算措置等について関係機関と引き続き調整していきたい。</p> <p>(施設整備課)</p>	検討中
			<p><参考：平成28年9月30日公表分> 学校現場からは、校舎のトイレ改修や老朽化対策などの差し迫った要望が強く、直ちに対応できないのが現状である。 予算措置等について関係機関と引き続き調整していきたい。</p> <p>(施設整備課)</p>	検討中

III 平成22年度「県税の賦課徴収事務について」

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
第5 県たばこ税				
95-97	1 納税義務者に対する調査	<p>外部監査人による指摘・意見については、できるだけ速やかに対応しなければならない。いまなお実地調査を実施していないのは問題であり、早急の実施すべきである。(意見)</p>	<p>当該案件については、申告納付までの事務手続について確認調査を行うため、本県に本店を置く販売業者に対し、平成23年度以降、継続して地方税法に基づく任意調査の協力依頼を行ってきたところである。 平成28年度以降は関係機関等を含め、継続して調査協力依頼を行ってきたが、任意調査には強制力がないことや関係機関の所管法令が障壁となって、実施は困難な状況である。</p>	不措置

			<p>なお、引き続き協力依頼を行うとともに、仮に悪質な脱税が認められる場合には、強制調査の実施を検討する。 (税務課)</p>	
			<p><参考：平成28年9月30日公表分> 平成22年度の、例えば一定の周期で納税義務者に対する個別の照会を行うなど、個別具体的な調査を検討し、実施すべきであるとの意見を受け、平成23年度から、申告納付までの事務手続について確認を行うべく、本県に本店を置く販売業者に対し、調査協力を継続して依頼したが、調査には至っていない。 今回改めて意見を受け、平成28年度に実地調査を行うこととしている。 (税務課)</p>	検討中

IV 平成23年度「情報通信関連事業及び情報通信システムについて」

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
118-122	第3 県税トータルシステム	<p>外部監査人により意見等が出された場合には、対象課等はその意見の全体をしっかりと読んで問題意識を正確に理解し、「講じた措置」にはその問題意識に対応した記載をすべきである。 「講じた措置」には、誤解を与えるような記載は控えるべきである。 「講じた措置」に、予定未定の将来の時期における対応を記載する場合には、その課題を確実に引き継いでいくための具体的な方策を講じる必要がある。(意見)</p>	<p>新たな税務システムの開発において、広く意見招請を行った上で、令和元年11月に総合評価落札方式による入札を実施し、事業者と契約した。開発2年・運用5年の長期契約であり、令和4年1月の運用開始を予定している。 今後、契約終了時に向けて、改めて意見招請を実施するなど、特定の事業者に依存しない運用を行う。 (税務課)</p>	措置済み
			<p><参考：平成28年9月30日公表分> 平成23年度に、一者随意契約の解消と契約金額の削減に努力すべきであるとの意見を受け、次期システム開発時にオープンなシステムの採用などを研究することとしていたが、安定性や開発費等の課題があることから情報収集に努めており、現在は平成31年度のホストコンピュータの更新期限を目的に、検討を行っている。 (税務課)</p>	検討中